供する必要性

e)　放送業界が地上デジタル音声放送業務を提供する必要性

f)　この分配は、技術特性、共用の基準及び共用の可能性に関する研究が進んでいることを考慮した上で、WRC-07において作成されたこと。

g)　航空業界が、112-117.975MHz帯において航行の安全性及び規則性に関係する無線通信のために追加業務を提供する必要性

h)　WRC-07において、新しいAM(R)Sシステムを使用可能とし、更なる技術開発、投資及び展開が行われるようにするために、112-117.975MHz帯の分配をAM(R)Sへ変更したこと。

i)　現在AM(R)Sに分配されている117.975-137MHzの周波数帯が、飽和状態に達している区域が世界にあること。

j)　この新しい分配は、航空交通管理において、多量のデータ処理を伴い、安全上重要な航空データを送信するデータリンクも備えることができるアプリケーション及び考え方の導入を可能にするためであること。

k)　新しい技術に関し、どれが使われるのか、必要とされるスペクトルの量、特性及び共用の可能性／条件についての追加的な情報が必要であり、そのためどのAM(R)Sシステムが使われるのか、必要とされるスペクトルの量、特性及びARNSシステムとの共用する場合の条件について研究することが緊急に必要とされていること。

以下を認め、

a)　108-117.975MHzの周波数帯で運用するARNSに優先権を与えなければならないこと。

b)　国際民間航空条約の第10附属書に従い、全ての航空システムは、SARPの要件に合致しなければならないこと。

c)　最新版のITU-R勧告SM.1009に示されているように、ITU-Rにおいては、87-108MHzの周波数帯で運用するFM放送システムと、108-117.975MHzの周波数帯で運用するARNSとの両立性基準が既に存在していること。

d)　FM放送システムと無線航行衛星の差分補正信号を送信するためのICAO標準地上システムとのあらゆる両立性の問題は、対処されていること。

以下に留意し、

a)　航空システムは、航空機の航行及び監視機能を支援する無線通信データリンク環境に集中しており、現行の無線スペクトルの中で対応する必要があること。

b)　幾つかの主管庁は、87-108MHz付近の周波数帯にデジタル音声放送システムを導入することを計画していること。

c)　87-108MHzの周波数帯で運用するFM放送システムと、航空機の送信機で使用する108-117.975MHzの近接帯で計画されている追加の航空システムとの両立性基準は、現在のところ存在しないこと。

d)　87-108MHz付近の周波数帯で運用できるデジタル音声放送と、108-117.975MHz帯における航空業務との両立性基準は、現在のところ存在しないこと。

以下を決議し、

1　108-117.975MHz帯で運用するいかなるAM(R)Sシステムも国際航空標準に従って運用しているARNSシステムに有害な混信を生じさせることはなく、また、そうしたシステムからの保護を要求しない。

2　108-117.975MHzの周波数帯で運用することを計画されたAM(R)Sは、最低限の要件として、この周波数帯において運用する既存の航空無線航行システムについて国際民間航空条約の第10附属書に含まれるFM放送への電磁波耐性条件を満たすものとすること。

3　108-117.975MHzの周波数帯で運用するAM(R)Sシステムは、87-108MHzの周波数帯において放送業務に分配されている周波数帯で運用する放送業務に対して追加の制約を与えてはならず、その局に対して有害な混信を生じさせてはならないこと、また、第5.43号の規定は認識事項d)に特定するシステムには適用しないこと。

4　112MHzより低い周波数帯は、認識事項d)に定めるICAOシステムを除くAM(R)Sシステムに使用してはならないこと。

5　108-117.975MHzの周波数帯で運用されるいかなるAM(R)Sも、国際民間航空条約の第10附属書で公表されているSARPの要件を満たすものとすること。

以下をITU-Rに要請し、

ITU-R勧告BS.1114に取り上げられている適当なデジタル音声放送システムの導入によって生じる可能性のある放送業務と108-117.975MHzの周波数帯のAM(R)Sとの間の両立性の問題を研究し、新規又は改正のうちどちらか適当なITU-R勧告を作成すること。

以下を事務総局長に指示する。

この決議に対するICAOの注意を喚起すること。

改　決議第417（WRC-12、改）　航空移動（R）業務による960-1164MHz周波数帯の使用

世界無線通信会議（2012年ジュネーブ）は、

以下を考慮し、

a)　WRC-07が、960-1164MHzの周波数帯を新しいAM(R)Sシステムで利用できるようにして、一層の技術開発、投資及びシステムの配備が可能になるようにするため、同周波数帯をAM(R)Sに分配したこと。

b)　960-1164MHzの周波数帯が、ARNSへ最近分配されていること。

c)　航空機上や地上の監視用アプリケーションも含めて、通信や航空航行を支援する新しい技術が開発されていること。

d)　AM(R)Sへの960-1164MHzの周波数帯の分配は、航空交通管理において、多量のデータ処理を伴い、安全上重要な航空データを送信するデータリンクも備えることができる、アプリケーション及び構想の導入を支援するためであること。

e)　アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、ブルガリア、中国、ロシア、カザフスタン、モンゴル、ウズベキスタン、キルギス、タジキスタン及びウクライナでは、960-1164MHzの周波数帯はARNSのシステムでも用いられているが、これに関してはICAOによるSARPの作成も公表も行われていないこと。

f)　更に960-1164MHzの周波数帯はARNSにおいて運用されている非ICAOシステムによっても使用されており、その特性はICAOの標準的な距離測定装置の特性と類似していること。

以下を認め、

a)　国際民間航空条約の第10附属書には国際民間航空で使用される航空無線航行及び